

定期巡回・随時対応型訪問介護看護ステーションSUMUTOCODE 運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社UNITEON（以下「事業者」という。）が運営する定期巡回・随時対応型訪問介護看護ステーションSUMUTOCODE（以下「事業所」という。）が行う指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態にある高齢者（以下「利用者」という。）に対し、利用者の意思及び人格を尊重し、その有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、適切かつ円滑な指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供することを目的とする。

(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の運営の方針)

第2条 利用者の意思及び人格を尊重し、その有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、定期的な巡回又は随時通報により、利用者の居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護、日常生活上の緊急時の対応その他安心してその居宅において生活を送ることができるようにするための援助を行うとともに、その療養生活の支援をし、心身機能の維持回復を目指すものとする。

2 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の実施に当たっては、関係市町村、指定居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるとともに、地域及び家族との結びつきを重視した運営を行うものとする。

3 前項のほか、厚生労働大臣の定める指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスの人員、設備及び運営に関する基準を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 定期巡回・随時対応型訪問介護看護ステーションSUMUTOCODE
- (2) 所在地 熊本県上益城郡山都城平 340 番地 1

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者（以下「職員」という。）の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1 人

職員の管理、業務の実施状況の把握その他事業の管理を一元的に行うとともに、介護保険法等に規定される指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業の実施に関し、遵守すべき事項について指揮命令を行う。

- (2) 計画作成責任者 1 人以上

利用者の心身の状況、希望と環境を踏まえ、援助の目標、目標達成のための具体的な

サービス等を記載した定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を作成するとともに、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用申し込みに係る調整等のサービス内容の管理を行う。

(3) オペレーター 提供時間帯を通じて1人以上

あらかじめ利用者の心身の状況、その置かれている環境等を把握した上で、随時利用者又はその家族からの通報を受け、通報内容を基に相談等を行う又は訪問介護等の訪問若しくは看護師等（保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士をいう。以下同じ。）による対応の要否を判断する。

(4) 訪問介護員等 1人以上

定期的な巡回又は随時通報により利用者の居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護、日常生活上の緊急時の対応、その他の安心して生活を送ることができるようにするための援助を行う。

(5) 保健師、看護師又は准看護師 常勤換算方法で、2.5以上

利用者の居宅を訪問して、療養上の世話、必要な診療の補助又はアセスメント及びモニタリングを行うとともに訪問看護サービスについて、訪問した日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書の作成を行う。（同報告書の作成は保健師、看護師のみ）

(6) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 必要と認められる人数

利用者の居宅を訪問して、身体機能の維持等に必要なりハビリテーションを実施する。

(営業日及び営業時間)

第5条 営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日は365日とする。
- (2) 営業時間は24時間とする。

(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の内容)

第6条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の内容は、次のとおりとする。

- (1) 定期巡回サービス 訪問介護員等が定期的に利用者の居宅を巡回し、日常生活上の介助を行う。
- (2) 随時対応サービス オペレーターが随時利用者又はその家族からの通報を受け、通報内容を基に相談等を行う又は訪問介護等の訪問若しくは看護師等による対応の要否を判断する。
- (3) 随時訪問サービス 随時対応サービスにおける訪問の要否等の判断に基づき、訪問介護員等が利用者の居宅を訪問して、日常生活上の介助を行う。
- (4) 訪問看護サービス 看護師等が利用者の居宅を訪問して、療養上の世話又は必要な診療の補助を行う。

(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用料等)

第7条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用料は、「指定地域密着型サービスに要

する費用の額の算定に関する基準（平成18年3月14日厚告第126号）」に定めた基準の額とし、法定代理受領サービスの場合は、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。ただし、利用者が介護保険法に定める給付制限を受けている場合は、当該給付制限の内容に従うこととする。

- 2 通常の事業の実施地域を超えて行うサービスに要する交通費 1km当たり 40円
ただし、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算を算定する場合は除く。

（通常の事業の実施地域）

第8条 通常の事業の実施地域は、山都町全域とする。

（サービス提供に当たっての留意事項）

第9条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

- 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を行う際には、その者の被保険者証により受給資格やその内容（認定区分、有効期間、介護認定審査会意見の内容等）を確認するものとする。
- 3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を行う職員は、当該事業の提供において常に社会人としての見識ある行動をし、職員としての身分を証明する証明書を携帯し、利用者及びその家族等から提示を求められたときは、これを提示するものとする。

（緊急時における対応方法）

第10条 職員は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときには、速やかに主治医及び管理者に連絡するものとする。

- 2 前項の職員が看護職員である場合は、必要に応じて臨時応急の手当てを行うものとする。

（事故発生時の対応）

第11条 事業者は、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供により事故が発生した場合は、当該利用者の家族、介護支援専門員及び市に連絡するとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 前項の事故については、その状況及び事故に際して採った処置を記録することとする。
- 3 事業者は、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

（苦情等への対応）

第12条 事業者は、提供した指定訪問看護等に対する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するためその窓口を設置し、必要な措置を講じなければならない。

- 2 前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 事業者は、介護保険法の規定により市や国民健康保険団体連合会（以下「市等」という。）が行う調査に協力するとともに、市等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従

って適切な改善を行うものとする。

- 4 事業者は、市等から改善報告の求めがあった場合は、改善内容を報告するものとする。

(秘密の保持)

第13条 職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族に関する秘密を漏らしてはならない。また、職員が雇用契約を終了した場合においても同様とする。

- 2 事業者は、前項に定める者が正当な理由なく秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講ずるものとする。

- 3 事業者は、サービス担当者会議等において、利用者又はその家族の個人情報等を用いる場合は、利用者又はその家族からあらかじめ文書により同意を得るものとする。

(合鍵の管理及び紛失した場合の対処方法)

第14条 事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供するに当たり利用者から合鍵を預かる場合には、職員であっても容易に持ち出すことができないよう、使用時以外は鍵付きの保管庫等にて厳重な管理を行うものとする。

- 2 合鍵の管理方法、紛失した場合の対処方法その他必要な事項を記載した文書を利用者又はその家族に交付した上で説明を行い、同意を得るものとする。

- 3 合鍵を紛失した場合は、速やかに利用者及びその家族等に連絡を行うとともに、錠前一式の交換及び警察機関への届出等必要な対応を行う者とする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第15条 事業所は虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催し、その結果を従業者に周知徹底を図るものとする。

(2) 虐待の防止のための指針を整備するものとする。

(3) 虐待の防止のための従業者に対する研修を定期的に行うものとする。

(4) 前3項に定める措置を適切に実施するための担当者を置くものとする。

- 2 事業者は、虐待等が発生した場合、速やかに市町村へ通報し、市町村が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努める。

(介護・医療連携推進会議)

第16条 事業者は、提供する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を地域に開かれたサービスとし、サービスの質の確保を目的として、介護・医療連携推進会議を設置する。

- 2 介護・医療連携推進会議の構成員は、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域の医療関係者、市の職員又は事業所が所在する地域を管轄する地域包括支援センターの職員、定期巡回・随時対応型訪問介護看護について知見を有する者等とし、おおむね6月に

1 回以上開催するものとする。

- 3 事業者は、介護・医療連携推進会議に対し活動状況を報告し、介護・医療連携推進会議における評価を受けるとともに介護・医療連携推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けるものとする。またその内容について記録を作成し、当該記録を公表するものとする。

(職員の研修)

第17条 事業者は、職員の資質向上を図るための研究又は研修の機会を設け、適切かつ効率的に指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供できるよう、職員の勤務体制を整備し、次のとおり研修を実施する。

- (1) 採用時研修 採用後半年以内
- (2) 継続研修 年 1 回以上

(記録の整備)

第18条 事業者は、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画
- (2) 提供した具体的サービス内容等の記録
- (3) 主治医の指示書
- (4) 訪問看護報告書
- (5) 利用者に関する市町村への通知に係る記録
- (6) 苦情の内容等の記録
- (7) 事故の状況及び事故に対する処置状況の記録
- (8) 介護・医療連携推進会議における報告、評価、要望、助言等の記録

- 2 事業者は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、その終了した日から5年間保存するものとする。

附 則

この運営規程は令和7年3月31日から施行する。